

大阪府指令男女府第1149号

河内長野市原町194番地6
特定非営利活動法人P A S

令和5年2月24日付けで提出を受けた認定特定非営利活動法人の認定を受けるための申請について、貴法人を、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第45条第1項の規定により、令和5年4月27日から令和10年4月26日までの期間を有効期間として認定します。

令和5年4月27日

大阪府知事 吉村 洋文

